



まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

③〇 定住促進助成金

～笠松町に住み続けたい、住んでみたいという方を応援します～

町では、定住人口の増加を図るため、町内に住宅を新築されたり、新築住宅を購入された方に、「定住促進助成金」を交付します。

対象となる方 (①～④のいずれにもあてはまるもの)	①平成21年1月2日から24年1月1日までに住宅を取得し入居された方 ②町内に住所を有している方 ③住宅に入居する世帯全員の町税などに未納がないこと。 *町税などとは、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料、水道料金をいう。 ④住宅取得に際し関係法令および条例などに違反していないこと。
対象となる住宅	玄関、トイレ、台所および居室を有し、利用上の独立性を有する住宅(賃貸住宅除く。)であること。 *床面積の制限はありません。
助成される額	住宅に課税される固定資産税の額(ただし、併用住宅の場合は、居住部分に課される固定資産税額) (標準的な事例) 床面積 140㎡ 課税標準額(評価額) 1,200万円の場合 ①税額を算出します。1,200万円×税率(1.4%) = 168,000円 ②新築軽減税額(120㎡分が1/2)を算出します。 $168,000円 \times 120㎡ \div 140㎡ \times 1/2 = 72,000円$ ③本来の税額から新築軽減税額を引いた額が助成額となります。 $168,000円 - 72,000円 = \mathbf{96,000円}$
助成期間	ア 一般の住宅(イ以外の住宅) 3年度分 イ 3階建以上の中高層耐火住宅など 5年度分
申請方法	「笠松町定住促進助成金交付申請書」に次の書類を添付してください。 ①住宅に入居する世帯全員の住民票の写し ②建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写しおよび住宅の建物登記簿謄本の写し ③住宅に入居する世帯全員の町税などの納税状況などの調査を認める同意書 ④上記のほか、町長が必要と認める書類

【問合せ・申請先】 税務課